

1. 契約:本注文書は、買主から売主への申込であり、売主が注文請書によりまたはその履行の開始により承諾した際に、本書の条件に従う拘束力のある契約となります。買主が書面により承認しない限り、売主の印刷物にまたはそれ以外の部分に記載されているかどうかを問わず、これらの条件へのあらゆる追加事項、例外事項、または変更事項に対して異議を申し立てます。これらの条件と本注文書の文面に記載されている条件との間で齟齬がある場合、後者が支配します。買主と売主が従前契約の当事者である場合で、本契約と従前契約の下で定められている条件との間で齟齬または不明瞭が生じている場合には、従前契約の条件が優先されるものとします。従前契約が本書で言及されている条件のいずれかに関して暗黙である場合、本契約の条件が適用され、これらが優先するものとします。
2. 価格:別段の定めがある場合を除き、本注文書の表紙に記載されている価格には、引渡し地点までのすべての梱包、運搬、保管、輸送にかかる料金および税金を含みます。免除の対象でない売上税および使用税を売主の請求書に別途記載するものとします。売主は、本注文書に見積もられている価格は、他の買主に対して同様の数量の商品またはサービスに現在課されている価格と同程度であることを保証します。売主が納品前に他者に行った価格引下げは、買主に対しても行われず。
3. 変更:買主は、本書のその他の条件において本注文書の対象となる商品もしくはサービスの範囲または数量の変更をいつでも行うことができます。その場合、必要であれば価格、履行期、および本注文書のその他の規定への公平な調整が行われます。売主が変更の通知を受領した日から15日以内にそのような調整についての請求を行わなければなりません。売主が数量または仕様を置換えたり、変更したりする場合、買主の書面による事前の承認を得ないで行わないものとします。
4. 保証:
  - a) 売主は、注文した商品またはサービスが取引に適していること、本注文書、仕様、図面および注文書に示されているその他の記載内容、および合格したサンプルに一致していること、素材または製造上の瑕疵が無いこと、設計に瑕疵がないこと(但し、買主が設計を提供した場合を除く)、および意図された目的に適合しかつ安全であることを明示的に保証します。売主は、商品に対して完全な権原を有していること、商品およびサービスは、担保または負担なく納品されることを保証します。
  - b) 売主は、商品またはサービスが、商品の製造、包装、梱包および納品ならびにサービスの実施に関するすべての適用法および規則またはその他の法的要件を遵守しているものとすることを保証します。
  - c) 法律で定められているすべてのこれらの保証およびその他の保証は、買主、その继承人、譲受人、および顧客、さらに商品またはサービスの利用者に対して適用され、商品に記載されている期限日、または、期限日の記載がない場合、納品から1年間まで有効であるものとします。これらの保証に基づく請求は、法律で定められている対象期間内に行われなければなりません。
  - d) いずれかの商品またはサービスが、素材または製造上の瑕疵がある、本書で行われている保証を遵守していない、または本契約書の要件に従っていないと判明した場合、買主は以下のいずれかを行う権利を有します。(i) 売主に対して14日以内に本契約に従い交換用商品を支給するかサービスの再実施を求める、(ii) 買主の単独の選択により、買主が売主に対して交換用商品を支給するか、サービスの再実施を以前求めたことがあったか否かを問わず、売主の費用負担で当該商品を拒否し返品するか、本契約または発注書を売主の違反により解除扱いとし支払済みの部分の価格の払戻しを求めること。本書で定められている救済は唯一の手段ではなく、売主に対するコモンロー上または衡平法上の買主が有するその他の権利および救済手段を害するものではありません。
5. 検収、検査:本注文書の下で購入された商品は、買主の配送先で買主の合理的な検収、検査、および承認を受けるものとします。買主は、本注文書または買主の表明または保証(明示的か黙示的かを問わない)に従っていない商品の受入れを拒否および拒絶する権利を留保します。買主は、売主に対して不合格品の検収の費用を請求します。不合格品は、売主のリスクと費用負担により、売主に返品されるか、買主が保持することができます。本注文書に基づき商品の支払いを行った場合、商品が受け入れられたとはみなされないものとします。
6. リコール:瑕疵、仕様に一致しなかったこと、適用法、または売主の統制の範囲内のその他の理由により、商品のリコールを必要とする場合、売主はかかるリコールの費用および経費すべて(顧客への通知に生じた費

用、顧客の返金、商品の返品に生じた費用、損失利益、および第三者への義務を果たすために生じたその他のすべての経費を含むがこれには限定されません)を負担するものとします。

7. 発送または納品スケジュール 商品の発送または納品は本注文書に定められているスケジュールに従うものとします。売主がかかるスケジュールを守っていないか、売主がそれを守っていないように見える場合、買主は、法律または本注文書で定められているその他の権利または救済手段以外にも、売主がスケジュールを守る、または失われた時間を取り戻すために宅急便ルート経由で商品を発送するよう求めることができ、売主は発送費用の差額を支払うものとします。
8. 過剰出荷: 書面により買主が承認していない商品の過剰出荷については、かかる過剰出荷が注文合計額の10%または\$500のいずれか少ない方の額を超える場合、売主の費用負担で返品されます。
9. 置換え、修正 商品および/またはサービスの数量、品質および説明は、発注書に規定されている通りであるものとします。商品、構成部品、工具、および原材料供給先、プロセス、または製造場所の置換えまたは修正が行われる場合、買主の事前の書面による同意を得ることなく行われたいものとします。
10. 法律: 注文に応じる際には、売主は、以下を含むがこれらには限定されない適用される全ての連邦法、州法および地方自治体法を遵守します: (a) 医薬品の臨床研究、製造または販売に関連する法律、(b) 米国海外腐敗行為防止法や英国贈収賄法などの適用される全ての贈賄防止法、(c) 潜在的または顕在的人権への影響に関連する法律(あらゆる形態の強制労働、児童労働撤廃、雇用差別の撤廃、結社の自由を指示する法律を含むがこれらには限定されません)、および(d) 労働安全衛生、人体への健康または環境の保護に関連する法律。
11. 補償: 売主は、以下のいずれかに起因して、これに関連してまたはこれが原因で生じたすべての請求、法的責任、損害、損失、および経費(合理的な弁護士料を含むがこれには限定されない)に関して、商品またはサービスの売主、その继承人、譲受人、従業員、顧客、および利用者を防御、補償および免責するものとします。
  - a) 本注文書の対象となる商品またはサービスの購入、販売、または使用に起因する特許権、著作権または商標権の侵害またはその他の所有権の違反またはその主張
  - b) サービスまたは商品の設計、製造、もしくは素材の瑕疵またはその主張
  - c) 保証の違反またはその主張
  - d) 適時に商品またはサービスを売主が提供できなかった場合
  - e) 商品またはサービスが法律の要件を満たすことができなかった場合。本条に基づく請求がある場合で、それに適用されるあらゆるその他の権利および救済手段の他に、買主は、自己の選択により、本注文書を解除するか、請求が解決されるまで注文した商品またはサービスの残りの受入れを遅延させることができます。買主がその商品の使用の差し止めを受けた場合、売主は、買主の選択により、買主が引き続き商品を使用する権利を取得するか、その商品と実質的に同等の商品と交換するか、買主が使用可能なように商品を修正するか、本注文書に記載されている価格で商品を再購入するものとします。本条は、損失が買主の設計、仕様、または過失に帰する場合、買主を当該損失に対して補償するとは解釈されないものとします。
12. 保険: 売主は、提供された商品およびサービスについて売主、その従業員またはその代理人が原因で起こった損害賠償に対応する適切な賠償責任保険を、自己の費用により有効に維持するものとします。本注文書に基づきサービスが買主の施設で行われた場合、売主は、施設、業務、人身傷害、独立間接賠償責任特約に加入し、さらに、商品またはサービスに適用される労働者災害補償、雇用主責任および自動車保険に加入するものとします。要請があれば、売主は必要とする保険商品と分かる証書を買主に提示するものとします。
13. 損失のリスク: 売主は、製品を買主に納品し、買主が受け入れるまで、本注文書の対象となる商品の損失または損害のリスクを負担するものとします。
14. 買主が提供した素材: 売主は、買主以外の者に対して、買主が提供した素材、工具、金型、図面、設計、またはその他の所有物や情報(以下「本マテリアル」)を、買主の書面による事前承認を得ないで使用、複製、または充當したり開示したりしてはいけません。すべての本マテリアルの権原は、常に買主に帰属し、実施可能

な場合は、本マテリアルにこの所有権を示す印をわかるように付けるか、タグを付けるものとします。売主は、買主に本マテリアルが返却されるまで本マテリアルの損失または損害のリスクを負担するものとします。本マテリアルはすべて(汚損している、または使用しているか否かを問わない)は、買主が別段の指示をしない限り、本注文書の解除または終了時に返却されるものとします。

15. 買主についての言及: 法律により義務付けられている範囲を除き、売主は、買主の書面による事前同意を得ないで、買主または本注文書の対象となる買主の商品もしくはサービスの購入または使用に関して言及したり、広告したり、販促を実施したりしないものとします。
16. 売主の情報の使用: 本注文書に関連して買主に開示されているすべての情報は、買主による本注文の発注の約因の一部として提供されます。この情報は、機密または専有としては扱われず、買主、その譲受人、または顧客に対して、その開示または使用について一切の請求権の行使を行いません。
17. 契約解除: 売主が、以下の状況のいずれかを含むがこれらには限定されない何らかの理由により履行を怠った場合、買主は、売主への書面による通知により、本注文書またはその一部を解除することができます。
  - a) 売主が所定の期限または買主が書面により同意した延長期限までに履行できなかった場合
  - b) 売主が本注文書のその他の規定を遵守することができなかったか、本注文書の条件に従いその履行を支障をきたさないように成し遂げることができなかった、また買主からの通知を受けて10日以内または買主が書面により認めるそれより長い期限までにかかる不履行を是正しなかった場合
  - c) 売主が本発注書の保証条項に基づきいずれかの保証に違反する場合
  - d) 売主が支払い不能になったか、破産、支払い不能または債務者救済に関する法律に基づく手続きの対象となった場合。売主の不履行もしくは違反または買主の商品の受入れの正当な拒絶があった場合、買主は注文書をキャンセルし、実際の損害賠償と併せて支払われている大半の額を回収することができます。法律または本契約書で定められているその他の救済手段以外に、買主は、誠実にかつ不当な遅延なく、売主から受け取ることになっている金額の代わりに合理的な商品の購入または商品を購入する契約をして「補填する」ことができ、「補填」費用と付随的または派生的損害賠償と併せた契約額との差額を損害賠償として売主から回収するものとします。
18. 相殺: 売主に対するまたは買主によるその関連団体のいずれかもしくはこの取引またはその他の取引から生じるその関連団体のいずれかに対する反対請求は、本注文書の下で売主に支払われることになっている金額と相殺することができます。
19. 譲渡、下請契約: 売主は、本注文書を譲渡するまたは買主の書面による事前承認を得ないで、本注文書の重要な部分の履行を下請契約しないものとします。
20. 権利放棄、可分性: サプライヤーによる本契約の違反についての買主の権利放棄は、それ以降の本契約またはその他の規定の違反の権利放棄とはみなされないものとします。本発注書の条件の違反に起因する請求または権利は、約因の裏付けがあり、被害を受けた当事者が署名した書面により行われた権利放棄によらない限り、その全部または一部を免責させることはできません。本契約に記載されている1つまたは複数の規定が、法律、規則、規制、または判決に基づきいかなる点においても、無効、違法または強制不能であるか、万が一そうなった場合にはいつでも、本書に記載されているそれ以外の規定の有効性、合法性および強制可能性がそれにより影響を受けたり妨げられたりすることはないものとします。
21. 準拠法: 米国内では、本注文書およびそれに基づく履行はデラウェア州の法律により支配され、これに準拠するものとし、売主は本書により紛争の解決のために同州の裁判所の管轄権に服します。米国外での購入については、本注文書は、買主が法人格を取得した国の法律に準拠し、これに基づき解釈され強制執行されるものとします。